また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成26年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　通常収支分

⑴　地方税制については、平成26年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしている。また、消費税率（国・地方）８％への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

⑵　地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税法第６条の３第２項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。

①　平成26年度から平成28年度までの間は、平成25年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

②　これに基づき、平成26年度の財源不足見込額10兆5,938億円については、次により補塡する。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により４兆1,186億円（うち地方交付税法附則第４条の２第２項の加算額6,648億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項⑵及び平成25年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第５項に定める平成26年度における「乖離是正分加算額」2,000億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額6,100億円並びに臨時財政対策特例加算額２兆6,438億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

イ．地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を５兆5,952億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を7,800億円増発する。

③　上記の結果、平成26年度の地方交付税については、16兆8,855億円（前年度比1,769億円、1.0％減）を確保する。

④　交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第４条第１項に基づき、2,000億円の償還を実施する。

⑤　なお、平成４年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32年度以降の地方交付税の総額に加算する。

⑶　地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12兆8,301億円（普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分２兆2,731億円）とする。

⑷　地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

①　投資的経費に係る地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

②　平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3,500億円としている。

③　消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

④　一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

⑤　消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

⑥　過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑸　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

⑹　地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2　東日本大震災分

⑴　復旧・復興事業

①　東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,723億円を確保する。

ア．直轄・補助事業に係る地方負担分3,719億円

イ．地方単独事業分1,085億円

ウ．税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分919億円

②　地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、543億円（普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円）とする。

③　直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費１兆9,617億円を計上する。

⑵　全国防災事業

①　地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として679億円を計上するとともに、一般財源充当分として113億円を計上する。

②　地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、983億円とする。

③　国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費2,521億円を計上する。